

森林経営管理法の運用について

〔平成 30 年 12 月 21 日 30 林整計第 713 号〕
林野庁長官通知
最終改正
〔令和 8 年 3 月 31 日 7 林整森第 319 号〕

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）は平成 30 年 6 月 1 日に、森林経営管理法施行令（平成 30 年政令第 320 号）は平成 30 年 11 月 21 日に、森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令第 78 号）は平成 30 年 12 月 19 日に公布された。

森林経営管理法の運用に当たっては、下記事項に御留意の上、これらの法令に基づく制度の適正かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 森林経営管理法の趣旨

我が国の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立し、先人の築いた貴重な資産を継承・発展させることが、これからの森林・林業政策の主要課題となっている。

他方、現状、多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる中で、適切な再造林の確保をはじめ、森林資源の持続性に配慮した形で、森林の循環利用を進めていくためには、長期間を要する林業のサイクルを一貫し、又は連携して担う民間事業者に対し、森林について長期間にわたって経営管理を行う権利を設定していく等の措置が必要となっている。

森林経営管理法（以下「法」という。）においては、こうした状況を踏まえ、森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、第 4 の 1 の(4)の経営管理が行われていない森林等について経営管理の確保を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は民間事業者に委ねる等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを旨とするものである。

第 2 定義

1 経営管理

- (1) 法第 2 条第 3 項の「自然的経済的社会的諸条件」とは、樹種、林齢、傾斜、地形等の森林資源の状況、木材の供給先の配置、路網整備の状況等が挙げられる。
- (2) 法第 2 条第 3 項の「適切な経営又は管理を持続的に行う」とは、自然的経済的社会的諸条件に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を持続的に実施することをいう。

2 経営管理実施権

法第2条第5項に規定する経営管理実施権は、法第2条第4項に規定する経営管理権の範囲内で民間事業者に設定されるものとする。

第3 責務

1 森林所有者の責務

(1) 森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境保全、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有しており、自然的経済的社会的諸条件に応じて適時に伐採、造林及び保育を実施しなければ、国民生活に大きな影響を及ぼし得ることから、森林所有者は所有者として森林を適切に経営管理する責務があることを法第3条第1項に規定し、その旨を明確化しているところである。

(2) 法第3条第1項の「適時に伐採、造林及び保育を実施する」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱せずに伐採、造林及び保育を実施することをいうものとする。

2 市町村の責務

法第3条第2項に規定する市町村の責務は、法において市町村がその区域内の森林において経営管理が行われるよう主導的な役割を果たすべき主体として位置付けられていることから、その区域内の森林において経営管理が円滑に行われるためには、法に基づく措置のほかに、人材育成や林地の境界明確化等の必要な措置を一体的に講ずる必要がある旨を規定したものである。

第4 経営管理権集積計画の作成

1 経営管理権集積計画を定める森林について

(1) 法第4条第1項の「当該森林についての経営管理の状況」とは、森林施業の実施状況、周辺森林における集約化の状況、今後の経営管理についての森林所有者の意向の状況等が挙げられる。

(2) 法第4条第1項の「当該森林の存する地域の実情その他の事情」とは、経営管理を担う民間事業者の状況、路網の整備状況、製材工場の立地状況等が挙げられる。

(3) 法第4条第1項の「当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」とは、(4)の経営管理が行われていない森林等について、経営管理権の集積を図ることにより林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると認められる場合が挙げられる。

(4) 「経営管理が行われていない森林等」とは、当該森林又は当該森林の周辺の森林の経営管理の状況等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能の発揮のために必要な経営管理が長期間にわたって現に実施されていない森林に加え、地域の実情に応じて、今後適切な経営管理が行われなくなるおそれがあるものとして市町村が認める森林も含むものとする。

2 経営管理権集積計画の記載内容について

- (1) 法第4条第2項各号の規定により定める経営管理権集積計画の記載内容については、森林所有者の意向等の内容を勘案し、森林所有者と協議の上、定めるものとする。
- (2) 法第4条第2項第3号の「市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間」は、経営管理権集積計画の対象となる森林において、経営管理の実施により森林の機能が引き続き確保されるよう配慮して設定するものとする。
- (3) 法第4条第2項第4号の「市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容」は、同条第4項の規定により地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものとする必要があることから、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定められた同条第2項各号に規定する計画事項の内容に沿ったものとする。

また、経営管理権集積計画の対象となる森林が森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林である場合は、経営管理権集積計画の記載内容が当該保安林の指定施業要件を満たした内容とするものとする。

- (4) 法第4条第2項第5号の「販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法」は、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費の算定方法を明示するものとする。

3 経営管理権集積計画の同意取得について

法第4条第5項の規定により所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の全部（数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が50年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。以下「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者）の同意を得るに当たっては、市町村から関係権利者に対して、法の趣旨及び経営管理権集積計画の内容について説明し、調整を図るものとする。その際、市町村は、関係権利者に対し、当該関係権利者が当該計画の内容を十分に理解したことの確認（以下3において「権利者確認」という。）を行うものとする。

ただし、法第6条第1項の規定による経営管理権集積計画の作成の申出に係る森林については、当該申出をした森林所有者に対して、その他の関係権利者との調整（法の趣旨及び経営管理権集積計画の内容について説明し、理解を得ること）について、協力を求めることを基本とする。その際、市町村は、当該申出をした森林所有者が、当該申出をした森林所有者以外の関係権利者に対し、当該関係権利者に係る権利者確認を行うこととして差し支えないものとする。

第5 意向調査

1 意向調査の対象森林について

法第5条の規定による意向調査については、当該調査の対象森林は、経営管理が行われていない森林等であって、市町村が経営管理権を取得することで、林業経営の効率化や森林の管理の適正化が図られると見込まれるものを優先的に選定することが望ましい。

また、第19の2の集約化構想の作成に係る法第45条第2項の規定による意向調査が実施されている場合には、法第5条の規定による意向調査の実施に代えて、その結果を活用することができるものとする。

2 意向調査の計画的実施について

意向調査については、市町村の実施体制等を勘案し、複数年で実施できるものとするが、本制度の対象森林は経営管理が行われていない森林等であることから、施業の間隔や地域の実情等を踏まえつつ、必要な箇所について早期に当該調査が行われるよう、計画的な実施に努めるものとする。

3 意向調査の回答を踏まえた対応について

- (1) 意向調査により、森林所有者から市町村に経営管理権の設定を希望する旨の意向が表明された場合、市町村は当該森林所有者に対して法の趣旨等について十分に説明するとともに、経営管理権集積計画を定めるべきと判断すれば、森林所有者と協議の上、速やかに経営管理権集積計画の作成手続を行うよう努めるものとする。

なお、意向調査により、森林所有者から市町村に経営管理権の設定を希望する旨の意向が表明された森林について、市町村が経営管理権集積計画を定めないこととした場合は、当該森林に関する情報を整理し、保存するものとする。この場合において、経営管理権集積計画の作成によらずとも、当該森林について森林整備の実施が必要と認める場合には、森林所有者と任意で森林整備に係る協定を締結することや、民間事業者に対する当該森林に係る情報の提供を通じたあっせんを行うことなど、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (2) 意向調査により、森林所有者から市町村以外への経営管理の委託を希望する旨や、所有権の移転を希望する旨の意向が表明された場合において、対象森林の状況・条件に照らして必要と認めるときは、民間事業者へのあっせんや第17の集約化構想の作成を含め、必要に応じて民間事業者と連携し、適切な対応を行うよう努めるものとする。
- (3) 意向調査により、森林所有者から自ら経営管理を行う又は自ら委託先を探して経営管理を委託する旨の意向が表明された場合、市町村は当該森林所有者に対して当該森林の今後の施業予定について確認し、当該施業予定が森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画等に即して適切に実施されるよう指導に努めるものとする。

第6 経営管理権集積計画の作成の申出

1 申出に係る森林を経営管理権集積計画の対象森林としない理由について

法第6条第2項の「当該申出に係る森林を集積計画対象森林としないこととしたとき」は、地域の実情等に応じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るとの法の趣旨に適合しない場合が挙げられる。

2 申出に係る森林を集積計画対象森林としない場合の情報整理等について

市町村は、申出があった森林について経営管理権集積計画を定めないこととした場合は、当該申出に係る森林に関する情報を整理し、保存するものとする。

第7 経営管理権集積計画の公告等

1 経営管理権集積計画の公告及び公開について

市町村は、法第7条第1項の規定による経営管理権集積計画の公告に当たっては、同項及び森林経営管理法施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定に基づき経営管理権集積計画を定めた旨をインターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により公告するとともに、当該計画により設定された経営管理権の存続期間中、当該経営管理権集積計画を公開しておくものとする。

2 関係権利者への周知について

市町村は、公告した経営管理権集積計画について、その写しを関係権利者に送付する等の方法により周知するよう努めるものとする。

3 公告後に新たに関係権利者となった者の取扱いについて

(1) 市町村は、法第4条第2項第6号の規定により、経営管理権集積計画に記載された森林所有者から、当該経営管理権集積計画の対象森林について新たに権利を設定し、又は移転する旨の通知を受けた場合、当該森林所有者から新たな関係権利者となる予定の者に対して当該森林に経営管理権が設定されている旨を通知させるものとする。

(2) 市町村は、経営管理権集積計画の公告後、経営管理権集積計画に記載された関係権利者が変更となった場合（新たな森林所有者が国その他の規則第6条に規定する者である場合を除く。）は、市町村の職権により経営管理権集積計画に記載された関係権利者の名義を変更できるものとする。なお、名義変更に当たっては、再度、経営管理権集積計画を定め、公告する手続をとる必要はないものとする。

(3) 市町村は、市町村の職権により経営管理権集積計画に記載された関係権利者の名義を変更したときは、当該変更に係る関係権利者に当該計画の写しを送付する等の方法により周知するよう努めるものとする。

(4) 市町村は、法第9条第1項の規定により経営管理権集積計画を取り消した旨を公告したときは、その旨を関係権利者に対して通知するものとする。

(5) 市町村は、関係権利者の変更に関する情報等について整理し、保存するものとする。また、新たな関係権利者が森林の土地の所有者となる場合は、森林法第10条の7の2第1項の規定により森林の土地の所有者となった旨の届出をするよう指導するとともに、同法第191条の4第2項の規定による林地台帳の記載を修正するもの

とする。

第8 共有者不明森林

1 共有者不明森林について

- (1) 法第10条の「数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知することができないもの」は、市町村による意向調査又は知れている森林所有者からの経営管理権集積計画の作成申出により森林所有者の一部が不明であることが明らかとなった森林とする。
- (2) 「森林所有者の一部が不明であることが明らかとなった森林」は、知れている森林所有者からの情報提供により他の森林所有者がいることが判明し、当該森林所有者に対して意向調査を実施したものの返答がない場合等、森林所有者の一部が所在不明であることが明らかになった森林が挙げられる。
- (3) 法第10条の「当該森林所有者で知れているもののうちいずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき」とは、一人以上の森林所有者が同意しているときをいうものとする。
- (4) 法第10条の「当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。」は、同条が原則として、共有者不明森林について経営管理権集積計画を作成しようとする場合であって、一人以上の森林所有者が同意している場合には、市町村に不明森林共有者の探索を義務付けているところ、間伐等経営管理権を設定する経営管理権集積計画を定める場合であって、共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意している場合には、不明森林共有者の探索を不要とすることを意味するものである。

2 共有者不明森林に係る公告等について

- (1) 市町村は、法第11条の規定により共有者不明森林に係る公告を行った場合、都道府県に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告するものとする。
- (2) 都道府県は、市町村から共有者不明森林に係る公告に関する情報の報告を受けた場合、農林水産大臣に対して、当該情報を報告するものとする。また、当該情報の周知を図るため、インターネットの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、共有者不明森林に係る公告の期間中に不明森林共有者が現れた場合、当該不明森林共有者が当該森林の森林所有者であることを確認した後、公告している経営管理権集積計画の取扱いについて、知れている森林所有者と現れた森林所有者との間で協議させるものとする。
- (4) 法第12条の規定により不明森林共有者が経営管理権集積計画に同意したものとみなされた場合、市町村は、同意したとみなされた当該計画について、法第7条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めた旨の公告を行うものとする。その際、

共有者不明森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう配慮するものとする。

3 経営管理権集積計画の公告後に不明森林共有者が現れた場合について

法第7条第1項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告後に不明森林共有者が現れた場合、市町村は当該不明森林共有者が当該森林の森林所有者であることを確認した後、定められた経営管理権集積計画の取扱いについて、市町村と知れている森林所有者との間で協議するものとする。

4 共有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しについて

(1) 法第14条第1項第2号の「予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該経営管理権集積計画の公告後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合等が挙げられる。

(2) 法第14条第1項第2号の「通常生ずべき損失」とは、森林の経営管理に係る標準的な投下費用又は当該森林について経営管理権集積計画の取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益が挙げられる。

(3) 市町村は、法第15条第1項の規定により経営管理権集積計画の取消しの公告を行った場合、当該計画の対象森林の知れている全ての関係権利者に対して、その旨を通知する。また、経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けている林業経営者にも通知するものとする。

第9 確知所有者不同意森林

1 確知所有者不同意森林について

法第16条の「森林所有者が当該経営管理権集積計画に同意しないもの」は、市町村が意向調査を行ったにもかかわらず確知森林所有者が経営管理の意向を示さない森林又は確知森林所有者が自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらずその後経営管理を実施していない森林であり、かつ市町村が経営管理権集積計画を定めることについて確知森林所有者が同意しない森林とする。

2 確知所有者不同意森林で定めようとする経営管理権集積計画の内容について

市町村は、確知所有者不同意森林について経営管理権集積計画を定めるときは、当該森林の確知森林所有者と当該計画の内容について協議することができないため、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を踏まえて記載するものとする。

3 同意の勧告について

法第16条の規定による同意の勧告は、確知森林所有者が法第3条第1項に基づく責務を果たしていない場合であることが前提となることから、市町村は、勧告を行う前に当該確知森林所有者の意向等を適確に把握し、その意向等に沿って経営管理を実施するよう当該確知森林所有者に対して促すとともに、それでもなお当該確知森林所有

者が経営管理を行わない場合であって、かつ、当該森林について経営管理権集積計画を定めることが必要かつ適当と考えられる場合には、当該経営管理権集積計画について当該確知森林所有者の同意が得られるよう十分に努めるものとする。

これらを踏まえてもなお、確知森林所有者の同意が得られない場合には、勧告すべき事項について十分な検討を行い、現地調査等により森林の状況を十分考慮し、周辺の森林の経営管理への影響等を勘案した上で勧告するものとする。

4 確知所有者不同意森林に係る裁定等について

(1) 法第 16 条の規定による勧告の後に当該勧告を受けた確知森林所有者が当該森林に係る経営管理権集積計画に同意した場合、市町村は、法第 17 条の規定による都道府県知事の裁定を申請できないことに留意するものとする。

(2) 法第 16 条の規定による勧告の後、当該勧告を受けた確知森林所有者が当該森林の経営管理について方針を示した場合、法第 19 条第 1 項の規定による都道府県知事の裁定によらずとも経営管理が実施される可能性があることから、市町村は、法第 17 条の規定による都道府県知事の裁定の申請を行わないものとする。

(3) 法第 19 条第 1 項の「現に経営管理が行われておらず、かつ、前条第 1 項の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」は、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合であり、かつ、意向調査において経営管理の意向が示されず、又は示された施業予定に沿って施業が実施されておらず、市町村の長の勧告に対しても正当な理由無く応じなかった場合であって、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等の所有森林に係る経営管理の意向、確知森林所有者からの意見書により提出された施業予定が適切か、森林としての利用以外の土地の利用を計画しているときは同法第 10 条の 2 の規定による開発行為の許可の申請等が適切になされているか等の事情を勘案して、市町村に経営管理権を設定することが必要かつ適当であると認める場合が挙げられる。

(4) 都道府県知事は、確知所有者不同意森林の確知森林所有者に対して、法第 20 条第 1 項に基づき裁定した旨を通知するときは、当該裁定について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に定める審査請求及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨を明示するものとする。

(5) 法第 20 条第 3 項の規定により確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意したものとみなされた場合、市町村は、同意したとみなされた当該計画について、確知所有者不同意森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう配慮した上で、法第 7 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めた旨の公告を行うものとする。

5 確知所有者不同意森林に係る経営管理権集積計画の取消しについて

- (1) 法第 22 条第 1 項第 2 号の「予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該経営管理権集積計画の公告後に、当該森林の周辺において公共事業等が計画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合等が挙げられる。
- (2) 法第 22 条第 1 項第 2 号の「通常生ずべき損失」とは、森林の経営管理に係る標準的な投下費用又は当該森林について経営管理権集積計画の取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益が挙げられる。
- (3) 市町村は、法第 23 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画の取消しの公告を行った場合、当該計画の対象森林の知れている全ての関係権利者に対して、その旨を通知する。また、経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けている林業経営者にも通知するものとする。

第 10 所有者不明森林

1 所有者不明森林について

- (1) 法第 24 条の「森林所有者を確知することができないもの」は、市町村による意向調査により森林所有者が不明であることが明らかとなった森林とする。
- (2) 「森林所有者が不明であることが明らかとなった森林」は、森林法第 191 条の 4 の規定による林地台帳に記載された森林所有者に対して意向調査を実施したものの返答がない場合等、森林所有者が所在不明であることが明らかになった森林が挙げられる。

2 所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の内容について

市町村は、所有者不明森林で経営管理権集積計画を定めるときは、当該森林の不明森林所有者と当該計画の内容について協議することができないため、経営管理の内容については、森林の現況、経営管理の状況等を勘案し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るという法目的の達成のために必要と認められる最小限のものであるとともに、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定める標準的な方法を踏まえて記載するものとする。

3 所有者不明森林に係る公告等について

- (1) 市町村は、法第 25 条の規定により所有者不明森林に係る公告を行ったときは、都道府県に対して、当該公告に係る森林の所在、当該公告をした場所等を報告するものとする。
- (2) 都道府県は、市町村から所有者不明森林に係る公告に関する情報の報告を受けたときは、農林水産大臣に対して、当該情報を報告するものとする。また、当該情報の周知を図るため、インターネットの利用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 市町村は、所有者不明森林に係る公告の期間中に不明森林所有者が現れたときは、当該不明森林所有者が当該森林の森林所有者であることを確認するものとする。当該不明森林所有者が当該森林の森林所有者であった場合は、当該森林は所有者不

明森林ではなくなるため、市町村は、当該公告は直ちにやりやめるとともに、公告している経営管理権集積計画の取扱いについて、市町村と現れた森林所有者との間で協議するものとする。

4 所有者不明森林に係る裁定等について

(1) 法第 27 条第 1 項の「現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合」は、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱している場合や危険木が発生している場合など、適切な施業が実施されていない場合であり、かつ、実際に経営管理を実施している者がいないことが法第 24 条に規定する探索により明らかである場合であって、当該森林の森林資源の状況、路網整備の状況、当該森林の周辺の地域における森林の経営管理及びその集積・集約化の状況、周辺の森林所有者等の所有森林に係る経営管理の意向等の事情を勘案して、市町村に経営管理権を設定することが必要かつ適当であると認める場合が挙げられる。

(2) 都道府県知事は、法第 28 条第 1 項に基づき裁定した旨の公告を行うときは、裁定後に当該森林の不明森林所有者が現れた場合は当該裁定について行政不服審査法に定める審査請求及び行政事件訴訟法に定める処分の取消しの訴えを提起できる旨を明示するものとする。

(3) 法第 28 条第 3 項の規定により不明森林所有者が経営管理権集積計画に同意したものとみなされた場合、市町村は、同意したとみなされた当該計画について、所有者不明森林に係る特例手続によって定められたことが明らかとなるよう配慮した上で、法第 7 条第 1 項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告を行うものとする。

5 供託

都道府県知事は、法第 29 条第 1 項の規定による供託について、裁定において定められた供託の時期までに供託すべき金銭が供託されたことを供託書正本の写しにより確認することが望ましい。

6 経営管理権集積計画の公告後に不明森林所有者が現れた場合について

法第 7 条第 1 項に基づく経営管理権集積計画を定めた旨の公告後に不明森林所有者が現れたときは、市町村は当該不明森林所有者が当該森林の森林所有者であることを確認した後、定められた経営管理権集積計画の取扱いについて、市町村と現れた森林所有者との間で協議するものとする。

また、当該森林について供託された金銭がある場合、市町村は、その旨を現れた森林所有者に対して情報提供するものとする。

7 所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しについて

(1) 法第 31 条第 1 項第 2 号の「予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情」とは、当該経営管理権集積計画の公告後に、当該森林の周辺において公共事業等が計

画されたことで当該森林を森林以外の用途に利用することとなった場合等が挙げられる。

- (2) 法第 31 条第 1 項第 2 号の「通常生ずべき損失」とは、森林の経営管理に係る標準的な投下費用又は当該森林について経営管理権集積計画の取消しが行われなかった場合に林業経営者が本来得られたはずの利益が挙げられる。
- (3) 市町村は、法第 32 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画の取消しの公告を行った場合、当該計画の対象森林の知れている全ての関係権利者に対して、その旨を通知する。また、経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けている林業経営者にも通知するものとする。

第 11 市町村森林経営管理事業

1 事業の適正な発注について

法第 33 条第 1 項に規定する市町村森林経営管理事業の発注に当たっては、適正な発注となるよう留意するものとする。

2 複層林化その他の方法について

法第 33 条第 2 項の「複層林化その他の方法」は、自然的条件等が悪く林業経営に適さない森林においては、間伐を繰り返して複層林化する方法等が挙げられ、自然的条件等が良く林業経営に適しているものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林においては、森林を良好な状態で維持するための間伐又は枯損木及び危険木の伐採等により経済的条件等を維持・向上する方法等が挙げられる。

3 市町村森林経営管理事業終了後の森林の取扱いについて

市町村は、法第 33 条第 1 項に規定する市町村森林経営管理事業が当該森林の公益的機能の発揮のために実施されることを踏まえ、必要に応じて、当該事業終了後の当該森林の保安林指定について、都道府県と調整する等の対応を検討することが望ましい。

第 12 経営管理実施権配分計画の作成

1 経営管理実施権配分計画を定める森林について

規則第 29 条の「当該経営管理実施権配分計画の作成の時期及び経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等につき適切な配慮」とは、経営管理権を設定後、速やかに経営管理実施権配分計画を作成するとともに、林業経営の効率化の促進を図る観点から面的にまとまりのあるものとなるように配慮するものとする。

2 経営管理実施権配分計画の記載内容について

- (1) 法第 35 条第 2 項各号の規定により定める経営管理実施権配分計画の記載内容については、当該計画の対象森林に係る経営管理権集積計画の記載内容の範囲内にするとともに、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の同意を得た上で定めるものとする。
- (2) 法第 35 条第 2 項第 4 号の「民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間」は、経営管理実施権配分計画の対象となる森林において、経営管理の実施により森林の機能が引き続き確保されるよう配慮して設定するものとする。

第 13 都道府県による民間事業者の公募・公表（法第 36 条関係）

1 民間事業者の公募・公表の進め方について

- (1) 都道府県が民間事業者の公募・公表を行う際には、市町村の意向が反映されるように、市町村との連携を図るものとする。
- (2) 法第 64 条第 1 項の規定に鑑み、都道府県と森林管理局及び森林管理署等は、民間事業者の公募・公表が円滑に行われるよう相互に必要な情報を共有する等連携を図るよう努めるものとする。

2 公募の実施について

- (1) 法第 36 条第 1 項の規定による民間事業者の公募に当たり、都道府県は、同条第 4 項の規定に基づき過程の透明化を図る観点から、都道府県のホームページ等を利用して、広く公募について周知するものとする。また、市町村や民間事業者等が組織する団体等にも周知することが望ましい。
- (2) 市町村が経営管理実施権を設定することを踏まえ、法第 36 条第 1 項の「都道府県が定める区域」は、市町村単位を基本とするが、公募の方法としては、都道府県全域で一括して公募を行い、民間事業者が応募する際に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）を記載させることをもって、都道府県が定める区域（市町村）ごとに公募したものとして差し支えない。なお、都道府県は、都道府県の出先機関等の単位でそれぞれ公募手続きを行うことも可能である。

3 公募要領等の策定について

都道府県は、民間事業者を公募するに当たり、公募要領等をあらかじめ定めるものとする。その際、当該公募要領等には以下を明記するものとする。

- (1) 応募のあった民間事業者のうち、法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するものについて、その応募の内容に関する情報を整理して公表すること
- (2) 応募の内容のうち公表（閲覧に供するものを含む。）されることとなる情報の範囲
- (3) 法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準
- (4) 法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断するために必要な情報として民間事業者に提出を求める内容。なお、既に法第 44 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者において、要件に適合することが確認できている内容については、提出を省略することができるものとする。

4 法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準について

- (1) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者が法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準については、別紙 1 の考え方を参考に都道府県において定めるものとする。
- (2) 都道府県は、規則第 32 条第 1 項の規定により、公表すべき民間事業者について市町村が都道府県に対して推薦できることを踏まえ、法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準の設定に当たって事前に市町村に意見照会し、市町村からの意見を踏まえて基準を定めるものとする。
- (3) 法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準については、都

道府県内で共通のものが想定されるが、都道府県は、市町村からの意見があった場合等には、当該市町村の地域事情を踏まえた当該市町村内にのみ適用する基準を定めることもできるものとする。

5 市町村による民間事業者の推薦について

- (1) 規則第 32 条第 1 項の規定により、市町村は、都道府県に対し、応募した民間事業者の中から、都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができることから、都道府県は、応募のあった民間事業者に関する情報を整理した上で、法第 36 条第 2 項の規定による公表を行う前に、民間事業者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村ごとに、民間事業者に関する情報を当該市町村に提示するものとする。
- (2) 市町村は、提示された情報及び法第 36 条第 2 項に規定する要件を踏まえて、必要に応じて公表すべき民間事業者の推薦を行うものとする。
- (3) (2)により市町村の推薦を受けた民間事業者については、4 の基準の一部を満たさない場合であっても、当該基準の一部を満たしたものとみなすことができるものとする。

6 民間事業者の公表について

- (1) 法第 36 条第 2 項の規定による民間事業者の公表に当たり、都道府県は、市町村から推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、4 の基準に基づき、応募のあった民間事業者が法第 36 条第 2 項の要件に適合するか否かを判断するものとする。
- (2) 都道府県は、応募のあった民間事業者に対し、法の要件に適合するか否かについて事前に通知することが望ましい。
- (3) 都道府県は、公表に当たり、法第 36 条第 4 項の規定に基づき過程の透明化を図る観点から、都道府県のホームページ等を利用して、閲覧できるようにするものとする。なお、ホームページ等では民間事業者の名簿のみを掲載し、詳細の情報については都道府県の担当課等において閲覧できるようにすることも可能である。

7 公表内容の有効期間と内容の修正について

- (1) 都道府県は、公表内容の有効期間を 3 年、5 年等の複数年とすることも、当該年度限りとすることも可能であるが、有効期間を複数年とした場合、民間事業者を公表した年以降で少なくとも年 1 回は当該民間事業者に対して公表内容の変更の有無を照会することが望ましい。
- (2) 都道府県は、公表内容に変更が生じた場合は、速やかに公表内容を修正し、修正した旨を関係する市町村に通知するものとする。

8 公表の取りやめについて

- (1) 都道府県は、公表した民間事業者が、公表後に法第 36 条第 2 項に規定する要件に適合しなくなったと認める場合は、当該民間事業者の情報についての公表を取りやめるものとする。
- (2) 都道府県は、公表を取りやめた場合は、速やかに関係する市町村及び当該民間事業者にその旨を通知するとともに、当該民間事業者名及び公表を取りやめた理由を法第 36 条第 2 項の規定による民間事業者の公表と同様の手法により公表するものと

する。

- (3) 市町村は、公表を取りやめた民間事業者が経営管理実施権の設定を受けていた場合、経営管理実施権配分計画のうち当該民間事業者に係る部分を取り消すものとする。

第 14 経営管理実施権配分計画の公告等

1 企画提案内容の情報提供について

市町村は、法第 37 条第 1 項の規定による経営管理実施権配分計画の公告を行う前に森林所有者に対して、当該経営管理実施権配分計画の内容及び経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の企画提案の内容について情報を提供するように努めるものとする。

2 経営管理実施権配分計画の公告及び公開について

市町村は、法第 37 条第 1 項の規定による経営管理実施権配分計画の公告に当たっては、同項及び規則第 34 条の規定に基づき経営管理実施権配分計画を定めた旨をインターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により公告するとともに、当該計画により設定された経営管理実施権の存続期間中、当該経営管理実施権配分計画を公開しておくものとする。

3 林業経営者及び森林所有者への周知について

公告した経営管理実施権配分計画について、その写しを林業経営者及び森林所有者に送付する等の方法により周知するように努めるものとする。

4 公告後に新たに森林所有者となった者の取扱いについて

- (1) 市町村は、公告後に経営管理実施権配分計画の対象森林について、新たに森林所有者となる者が生じることが見込まれる場合、当該森林の森林所有者から、新たな森林所有者となる予定の者に対して当該森林に経営管理実施権が設定されている旨を通知させるものとする。
- (2) 市町村は、経営管理実施権配分計画を公告した後、経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者が変更となった場合（新たな森林所有者が国その他の規則第 35 条において準用する規則第 6 条に規定する者である場合を除く。）は、市町村の職権により経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者の名義を変更できるものとする。なお、名義変更に当たっては、再度、経営管理実施権配分計画を定め、公告するという手続をとる必要はないものとする。
- (3) 市町村は、市町村の職権により経営管理実施権配分計画に記載された森林所有者の名義を変更したときは、当該変更に係る林業経営者及び新たな森林所有者に当該計画の写しを送付する等の方法により周知するように努めるものとする。
- (4) 市町村は、法第 41 条第 1 項の規定により経営管理実施権配分計画を取り消した旨を公告したときは、その旨を林業経営者及び森林所有者に対して通知するものとする。
- (5) 市町村は、森林所有者の変更に関する情報等について整理し、保存するものとする。

第 15 林業経営者に対する指導等

1 計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育の実施等について

- (1) 市町村は、林業経営者が計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施するよう、法第 38 条の規定に基づき木材の販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、森林所有者ごとに適切に管理するよう林業経営者に対して指導するものとする。
- (2) 市町村は、法第 39 条の規定により林業経営者に対し、経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めるに当たっては、当該森林の経営管理の実施状況、伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれるものとして留保している金銭の額の状況、林業経営者の経営状況等について、報告を求めるものとする。

なお、報告を求めるに当たっては、毎事業年度の終了後 3 月以内に報告を求めることが望ましい。

2 法令制限の変更に係る林業経営者に対する通知について

市町村は、林業経営者が経営管理を行うに当たって、法令制限を踏まえて必要な手続を行えるよう、経営管理実施権が設定された森林について保安林の指定又は解除がある旨の通知を受けた場合等、当該森林に係る法令制限の変更等について情報を得た場合には、その情報について、林業経営者に通知するものとする。

3 森林経営計画作成の指導について

市町村は、経営管理実施権が設定された森林について、適切な施業を確保するため、林業経営者に対して、法第 37 条第 1 項の規定による経営管理実施権配分計画の公告後、当該森林について森林法第 11 条に規定する森林経営計画を作成するよう指導するものとする。

4 経営管理によって発生する金銭の会計処理について

- (1) 林業経営者が経営管理実施権に基づき経営管理を行うことで発生した金銭は、森林所有者又は林業経営者が受け取ると、所得税又は法人税の課税対象となることから、市町村は、林業経営者に対して、当該金銭が会計上適切に処理されるよう指導するよう努めるものとする。
- (2) 林業経営者が経営管理実施権に基づき木材を販売した場合、市町村は、林業経営者に対して、木材の販売により得られた販売収益、当該販売収益から控除する立木の伐採や木材の販売に要した経費の額等について、遅滞なく森林所有者に通知するよう指導するものとする。

また、市町村は、木材の販売収益のうち伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額として林業経営者が留保する金銭について、林業経営者から森林所有者に対して、当該金銭が森林所有者の山林所得の一部となる旨を十分に周知するとともに、当該金銭の管理状況等について通知するよう指導するものとする。

第 16 法第 5 章（経営管理の集約化の推進）における定義

1 経営管理の集約化

(1) 趣旨

小規模零細かつ分散的な所有構造にある我が国の森林において、林業経営の効率化を図っていくためには、同一路線の林道の利用区域や同一の流域内にある一団の森林、面的に連続することで団地性を有している森林など、自然的経済的社会的諸条件やその周辺の土地の利用の動向に照らして一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林（一体経営管理森林）において、単独の林業経営体が集約的に経営管理を行うことや、複数の林業経営体が連携して経営管理を行うこと等により、一体的かつ効率的な経営管理の実施を確保していくことが重要である。

このためには、

- ① 一体経営管理森林の区域内の森林について、単独又は複数の林業経営体に対し、中長期にわたって経営管理を行うために必要な権原（経営管理実施権、所有権その他の権原）を設定していくこと。
- ② ①の権原設定に必要な措置（境界の明確化や共有者不明森林等への対応）や、路網整備など、効率的な経営管理に必要な条件整備を行うこと。

の 2 点が重要であり、法第 42 条第 1 項に規定する「経営管理の集約化」の定義は、上記の趣旨を踏まえて規定している。

- (2) 法第 42 条第 1 項に規定する「一体経営管理森林」に係る「自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情」とは、樹種、林齢、傾斜、地形等の森林資源の状況、木材の供給先の配置、路網整備の状況、その森林及び周辺の森林における経営管理の状況、森林所有者や林業経営体の意向等の事情等が挙げられる。
- (3) 法第 42 条第 1 項に規定する「一体経営管理森林」に係る「一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林」とは、同一路線の林道の利用区域や同一の流域内にある一団の森林、面的に連続することで団地性を有している森林など、路網整備等の条件整備を通じて、効率的な経営管理が可能となるひとまとまりの森林をいう。なお、一体経営管理森林は、公有林や森林法第 11 条に規定する森林経営計画を作成済みの森林がその一部に含まれ得るが、国有林は含まれない。
- (4) 法第 42 条第 1 項の「必要な作業路網の整備その他の措置」とは、
 - ① 効率的な経営管理の実施に必要な作業路網の整備等の措置
 - ② 森林所有者の探索、森林の土地の境界の明確化や共有者不明森林等への対応、必要なあっせんなど、林業経営体の中長期にわたって経営管理を行うために必要な権原の設定のための措置
 - ③ 複数の林業経営体が一体的な経営管理を行うための、経営管理の共同化に係る協定の締結、原木安定供給体制の構築に向けた協定の締結など、一体的かつ効率的な経営管理に必要な条件整備に係る措置をいう。
- (5) 法第 42 条第 1 項の「当該区域内の森林ごとに必要な経営管理実施権の設定その他の措置」とは、一体経営管理森林の区域内の森林において、単独又は複数の林業

経営体が、中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うために必要となる権原の設定その他の措置をいう。

具体的には、当該林業経営体に対して行う、経営管理実施権の設定、森林の立木竹及び土地の所有権の移転や、森林法第 11 条に規定する森林経営計画の作成に係る森林の経営の委託契約に基づく権原設定のあっせん等が挙げられる。

- (6) 法第 42 条第 1 項の「一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現する」とは、一体経営管理森林の区域内において一体のものとして経営管理を行うことで、区々の森林において別々に経営管理を行う場合に比して、効率的な経営管理が可能となる状態を実現することをいう。

2 適合事業者について

法第 42 条第 2 項に規定する「適合事業者」とは、集約化構想が定められる場合に、当該集約化構想において、中長期にわたって経営管理を行うために必要な権原の設定を行う必要があるとして定められる森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者として、法第 44 条第 2 項の規定により都道府県が公表している民間事業者をいう。

第 17 集約化構想の作成

1 集約化構想を定める地域について

法第 43 条第 1 項の「一以上の一体経営管理森林が存する地域」とは、法第 45 条第 1 項の協議の結果、協議を行った地域（第 19 の 1 の(1)参照）のうち、

- ① 条件整備の実施により経済性が見込まれる団地性を有する森林等があり、
 - ② ①の中に経営管理が行われていない森林等が存在し、
 - ③ 当該地域において施業地の確保に意欲のある適合事業者が存在する
- 地域をいう。

2 集約化構想の作成に係る細則について

- (1) 森林経営管理法施行令（以下「政令」という。）第 3 条第 1 項の「おおむね十年を超えない範囲内でその実現のために必要な期間」とは、集約化構想を定めた場合に、その実現のために、法に基づき権利集積配分一括計画の作成（共有者不明森林等に係る特例の活用を含む。）や、筆界特定の申請の特例の活用等の条件整備を実施することができる期間をいう。このため、当該期間は集約化構想の実現のために必要十分な期間を定めるものとする。

- (2) 政令第 3 条第 2 項の「当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項」とは、法第 43 条第 2 項各号に掲げる事項（同項第 3 号に掲げる目標として同条第 3 項各号に掲げる事項を含む。）及び同条第 4 項各号に掲げる事項のうち必要なものをいう。

- (3) 政令第 3 条第 2 項の「適切に取りまとめられたと法第四十三条第三項に規定する市町村等が認めた場合」とは、法第 45 条第 1 項の協議の結果として、(2)に掲げる事項が適切に取りまとめられ、集約化構想を作成することで、経営管理の集約化を円滑に推進できると法第 43 条第 3 項に規定する市町村等（市町村が他の市町村

又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあっては当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下同じ。) が認めた場合をいう。

3 集約化構想の記載内容について

- (1) 法第 43 条第 2 項各号に掲げる事項（同項第 3 号に掲げる目標として同条第 3 項各号に掲げる事項を含む。）及び同条第 4 項各号に掲げる事項（集約化構想の記載内容）については、法第 45 条第 1 項の協議の結果の取りまとめに基づき定めるものとする。また、必要に応じ、取りまとめにおいて定めなかった事項についても具体化して定めるものとする。
- (2) 法第 43 条第 2 項第 1 号の「一体経営管理森林の区域」には、法第 45 条第 1 項の協議の結果、協議を行った地域（第 19 の 1 の(1)参照）の中で、協議に参加した適合事業者の意向等を踏まえ明らかにした一体経営管理森林の区域を、一以上記載するものとする。
- (3) 法第 43 条第 2 項第 2 号の「経営管理の方針」には、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林区域等や、一体経営管理森林の区域における森林の資源状態等に照らし、実施すべき経営管理の方針を記載するものとする。
- (4) 法第 43 条第 2 項第 3 号の「経営管理の集約化に関する目標」には、法第 45 条第 1 項の協議の結果を踏まえ、法第 43 条第 3 項各号に掲げる事項（経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林となる森林）、当該森林において経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者となる者））等を記載するものとする。

同項第 1 号の「経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林」（構想森林となる森林）には、単独又は複数の適合事業者が、中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うために必要となる権原の設定その他の措置を講ずべき森林を定めるものとする。例えば、一体経営管理森林の区域内において、既に森林法第 11 条に規定する森林経営計画が作成されており、集約化構想の実現に向けて経営管理実施権の設定等が必要ないと市町村等が判断する森林については、構想森林となる森林として定める必要はない。

法第 43 条第 3 項第 2 号の「前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者」（構想適合事業者となる者）には、構想森林となる森林において中長期にわたって一体的かつ効率的な経営管理を行うべき適合事業者を定めるものとする。この際、一体経営管理森林の区域内において一以上の適合事業者を定めることはできる一方で、一筆の森林の単位においては、一に限って適合事業者を定めるものとする（規則第 37 条）。
- (5) 法第 43 条第 2 項第 4 号の「作業路網の整備その他の措置に関する方針」には、第 16 の 1 の(4)に掲げる措置の内容及びその取組方針を記載するものとする。
- (6) 法第 48 条第 1 項の規定による要請を行う場合における法第 43 条第 4 項第 1 号に規定する林道の開設及び改良に関する事項については、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）の別記様式第 6 の 4 の「林道の開設及び拡張に

関する計画」の表の内容が記載されている必要があるものとする。

- (7) 法第 49 条に規定する特例を活用する場合は、法第 43 条第 4 項第 2 号に規定する施業実施協定又は施業施設協定の締結に関する事項について、施業実施協定にあっては、森林法第 10 条の 11 第 3 項各号に掲げる事項が、施業施設協定にあっては、同法第 10 条の 11 の 9 第 2 項各号に掲げる事項が記載されている必要があるものとする。

4 集約化構想の要件について

法第 43 条第 5 項の規定により、集約化構想は地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものとする必要があることから、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められた同条第 2 項各号に掲げる計画事項の内容に沿ったものとする。

また、集約化構想の対象となる森林が森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林である場合は、集約化構想の記載内容が当該保安林の指定施業要件を満たした内容とするものとする。

5 集約化構想の作成・変更手続について

- (1) 法第 43 条第 7 項の「適合事業者」は、法第 44 条第 1 項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に、法第 43 条第 7 項の規定による意見聴取を行おうとする集約化構想に定める一体経営管理森林の区域を含む公募区域（法第 44 条第 1 項に規定する公募区域をいう。以下同じ。）において経営管理を行うことを希望した適合事業者の全部をいうものとする。この場合において、適合事業者は、法第 43 条第 7 項の規定による意見聴取を行おうとする集約化構想のうち、当該適合事業者が経営管理を行うことを希望した公募区域に係る部分に限って、意見を申し出ることができるものとする。
- (2) 法第 43 条第 7 項の「第四十五条第一項の地域の関係者」とは、法第 43 条第 7 項の規定による意見聴取を行おうとする集約化構想の作成に係る法第 45 条第 1 項の協議の場に参加した者をいうものとする。
- (3) 法第 43 条第 7 項に規定する「軽微な変更」は、次に掲げるとおりである（規則第 38 条各号）。

① 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

② 個人である法第 46 条に規定する構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む事業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更

③ ①・②に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

③の「実質的な変更を伴わない変更」とは、集約化構想の主たる内容の変更を伴わず、適合事業者や地域の関係者、利害関係人に与える影響が軽微なものをいう。具体的には、集約化構想の作成に係る法第 45 条第 1 項の協議の取りまとめの範囲内で、当該集約化構想に定めた一体経営管理森林の区域内の構想森林の範囲や経営管理の方針等を形式的に変更する場合が挙げられる。一方で、一体経営管理森林の区域の追加や経営管理の方針の大幅な変更、構想適合事業者の変更など、適合事業者

や地域の関係者、利害関係人に大きな影響を与えるものは軽微な変更には含まれないものとする。

- (4) 法第 43 条第 8 項の規定による集約化構想の案の公告及び公衆への縦覧に当たっては、法第 43 条第 8 項及び規則第 39 条の規定に基づき、インターネットの利用又は市町村等の公報等への掲載により行うものとする。
- (5) 法第 43 条第 9 項の規定による集約化構想の公告に当たっては、法第 43 条第 9 項及び規則第 40 条において準用する規則第 39 条の規定に基づき、集約化構想を定めた、又はこれを変更した旨をインターネットの利用又は市町村等の公報等への掲載により公告するとともに、当該構想の存続期間中、当該集約化構想を公開しておくものとする。

第 18 都道府県による民間事業者の公募・公表（法第 44 条関係）

第 13 に準じて行うものとする。この際、民間事業者の負担軽減の観点から、法第 36 条の規定による公募・公表手続と、法第 44 条の規定による公募・公表手続は同時に実施することが望ましい。

なお、既に法第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者において、法第 44 条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断するために必要な要件に適合することが確認できている内容については、当該条件に適合するか否かを判断するために必要な情報の提出を省略することができるものとする。

第 19 協議の場の設置等

1 協議の場の設置及び協議の実施・取りまとめについて

- (1) 法第 45 条第 1 項の「一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域」とは、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画の内容や同法第 11 条に規定する森林経営計画の作成状況、地域の適合事業者の動向等地域の実情を踏まえ、
 - ① 条件整備の実施により経済性が見込まれる団地性を有する森林等があり、
 - ② ①の中に経営管理が行われていない森林等が存在することが見込まれ、
 - ③ 当該地域において施業地の確保に意欲のある適合事業者が存在することが見込まれる

地域をいう。

当該地域の単位については、市町村等が、地域の実情に応じて、関係者との協議が円滑に実施できると認める範囲で設定できるものとする。例えば、大字単位、小学校区単位、小流域単位等が挙げられる。

- (2) 市町村等は、法第 45 条第 1 項の規定により協議の場を設置しようとするときは、インターネットの利用又は市町村等の公報等への掲載により、あらかじめ、その対象地域、日時及び場所を公表するなどにより、幅広く適合事業者及び地域の関係者の参加を求めて行うものとする（規則第 43 条第 1 項）。
- (3) 法第 45 条第 1 項の「一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項」とは、法第 43 条第 2 項各号に掲げる事項（同項第 3 号に掲げる目標として同条第 3 項各号に掲げる事項を含む。）及び同条

第4項各号に掲げる事項のうち必要なものを定めるため、協議すべき事項をいうものとする。

- (4) 法第45条第1項の規定による協議には、市町村等及び一以上の適合事業者（法第44条第1項の規定による公募において、当該協議の対象地域を含む公募区域において経営管理を行うことを希望したもの）の参加を必須とし、これらの者のほか、市町村等が必要と認める地域の関係者の参加を求めるものとする。この際、

- ① 地域の代表者（自治会の会長等）等の地域の森林所有者の探索等に寄与し得る者
- ② 国有林や公有林の管理者等の連携して経営管理の集約化に取り組み得る森林の管理主体
- ③ 木材の有利販売に寄与し得る者等の木材関連事業者
- ④ 民間の森林総合監理士等の有識者や専門的知見を有する経営管理支援法人など、地域の実情に応じ、経営管理の集約化の円滑な推進に寄与する者への参加を求めるよう努めるものとする。なお、③における木材関連事業者とは、法第45条第1項において「木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。」とされており、その中には、燃料材の供給事業者・調達事業者や地域材を利用しようとする建築主となる事業者などを含むものとする。

- (5) 法第45条第1項の規定による協議の結果の取りまとめは、次に掲げる事項についてするものとする（規則第43条第2項各号）。

- ① 協議の場を設けた地域の範囲
- ② 協議の結果を取りまとめた年月日
- ③ 集約化構想の必須記載事項（法第43条第2項各号に掲げる事項（同項第3号に掲げる目標として同条第3項各号に掲げる事項を含む。））
- ④ その他経営管理の集約化を図るために必要な事項

なお、協議の結果、これらの事項のうち、具体の記載内容を市町村等に一任することとしたものや、協議が調わなかったものについては、その旨を記載するものとする。

④の「その他経営管理の集約化を図るために必要な事項」とは、集約化構想の任意記載事項（林道の開設及び改良に関する事項など、法第43条第4項各号に掲げる事項のうち必要なもの）等が挙げられる。

2 集約化構想の作成に係る意向調査

- (1) 法第45条第2項に規定する意向調査については、同条第1項の規定による協議を実施する地域内の森林のうち、市町村が集約化構想の作成に必要なかつ適当と認める範囲で実施するものとする（規則第44条第1号）。

「集約化構想の作成に必要なかつ適当と認める範囲」とは、一体経営管理森林となり得ると市町村が認めるものをいう。

この場合において、必要な森林についての意向調査が行われないことのないよう、幅広く実施することが望ましい。

また、経営管理権集積計画の作成に係る法第5条の規定による意向調査が実施されている場合には、法第45条第2項の規定による意向調査の実施に代えてその結果を活用す

ることができるものとする。

- (2) 法第 45 条第 2 項の規定による意向調査については、適合事業者に対して経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることを前提に、委託に係る意向について把握するものとし、あわせて、権利集積配分一括計画において森林の立木竹及び土地の所有権の移転が可能であることを踏まえ、所有権の移転（森林の売却又は寄付等）に係る意向についても把握できるものとするのが望ましい。
- (3) 法第 45 条第 2 項の規定による意向調査の結果については、同条第 1 項の規定による協議の円滑な実施に資するよう、適切に情報を整理し、保存するものとする。
- (4) 法第 45 条第 2 項の規定による意向調査において、森林所有者から、市町村において経営管理を行うことを希望する旨の意向が示された場合であって、法第 45 条第 1 項の協議の結果、当該森林所有者の所有森林が一体経営管理森林の区域に含まれることとなったときは、市町村及び適合事業者は当該森林所有者に対し、集約化構想の作成やこれに基づく経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることの必要性について理解を求めるよう努めるものとする。
- (5) 法第 45 条第 2 項の規定による意向調査により、森林所有者から自ら経営管理を行う、又は自ら委託先を探して経営管理を委託する旨の意向が示された場合であって、同条第 1 項の協議の結果、当該森林所有者の所有森林が一体経営管理森林の区域に含まれることとなったときは、市町村及び適合事業者は当該森林所有者に対し、集約化構想の作成やこれに基づく経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることの必要性について理解を求めるよう努めるとともに、必要に応じて森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定や森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項に規定する施業施設協定の締結など、当該適合事業者と連携して一体的かつ効率的な経営管理を実施するための取組について、働きかけを行うものとする。
- (6) 法第 45 条第 2 項の規定による意向調査を実施した森林のうち、同条第 1 項の協議の結果、一体経営管理森林の区域に含まれないこととなった森林については、当該森林に関する情報を整理し、保存するものとし、あわせて、経営管理の円滑化を図る観点から、必要に応じて経営管理権集積計画の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 協議の場における経営管理の集約化に資する情報の提供

- (1) 法第 45 条第 3 項の「当該地域内の森林に関する地図」とは、対象地域の森林の状況を客観的に把握するための地図をいい、市町村等において利用している森林GIS等のシステムを活用するなどにより、森林の現況や森林資源の状況、森林所有者の意向など、協議の円滑な実施に資する情報を確認できるものとする。
- (2) 法第 45 条第 3 項の「経営管理の集約化に資する情報」とは、同条第 1 項の規定による協議の円滑な実施に資する情報をいう。具体的には、同条第 2 項の規定による意向調査の結果のほか、市町村が整備している林地台帳（森林の所在、面積、共有の有無、地籍調査や境界確定に資する測量の実施状況、森林経営計画の作成状況など）、都道府県が整備している森林簿（樹種、林齢、材積、傾斜や林道からの距離、施業履歴など）、都道府県等がレーザ測量等を実施して把握した森林資源・地形情報などである。ただし、これらの情報については、市町村等は、協議に参加する者に対してのみ提供することと

し、提供に当たっては、当該情報に含まれる氏名その他の特定の個人を識別することができる記述等については削除するものとする。なお、これらの情報の提供には、本人の同意取得は不要である。

- (3) 法第 45 条第 3 項の「その他の措置」とは、例えば、森林・林業に関して知識・経験を有する専門家への参加の要請や対象森林の現地確認などである。

第 20 集約化構想に係る特例等

1 関係権利者に関する情報の提供

法第 46 条に基づき提供することができる情報は、関係権利者の氏名、住所、電話番号等や対象森林に係る関連情報（第 19 の 3 の(2)の情報等）であって、市町村等の林務担当部局が把握しているものである。なお、これらの情報の提供には、本人の同意取得は不要である。

2 不動産登記法の特例

法第 47 条の規定は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 123 条第 3 号に規定する対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意のほか、対象土地の一方又は双方が、一体経営管理森林の区域内の一筆の土地であって、森林法第 191 条の 4 第 1 項の規定により市町村が作成する林地台帳において対象土地間の境界確定に資する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法第 131 条第 2 項の規定にかかわらず、市町村等が、筆界特定の申請をすることができることとするものである。

※ 地方公共団体が不動産登記法第 131 条第 2 項の規定に基づき筆界特定の申請をする場合は、対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意に加えて、筆界が同法第 14 条第 1 項の地図に表示されないこと（地籍調査等を実施した上でなお当該筆界が未定となっていること）が要件とされている。

3 林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請

- (1) 法第 48 条第 1 項の規定による要請は、法第 43 条第 9 項の規定により集約化構想を公告した時点において、当該集約化構想に定めた林道の開設及び改良に関する事項（同条第 4 項第 1 号に掲げる事項）の内容が、森林法第 5 条第 1 項の規定による地域森林計画のうち同条第 2 項第 7 号に掲げる計画事項において記載されていない場合に、行うことができるものとする。なお、次のいずれかに該当する市町村は、法第 48 条第 1 項の規定による要請を行うことができない。

- ① 当該集約化構想を、当該地域森林計画の作成主体である都道府県と共同で作成した市町村
- ② 当該地域森林計画の作成主体である都道府県の区域外に所在する、当該集約化構想を作成した市町村

- (2) 法第 48 条第 1 項に規定する「地域森林計画の素案」は、当該集約化構想に定めた事項のうち、法第 43 条第 4 項第 1 号に規定する「林道の開設及び改良に関する事項」（第 17 の 3 の(6)により記載した事項）を抜き出して作成するものとする。

なお、当該要請の内容が、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務

の取扱いの運用についての別記様式第3の5の「林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」の記載の変更を伴うものである場合は、市町村は、当該事項に係る「地域森林計画の素案」についても併せて作成するものとする。

(3) 法第48条第2項の「地域森林計画（中略）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるとき」については、集約化構想が定められることで、当該地域における一体的かつ効率的な経営管理の実施が推進されることを踏まえ、都道府県知事は、当該要請に係る林道の開設及び改良の必要性について判断するものとする。

(4) 法第48条第2項及び第3項の「遅滞なく」とは、2月を目安とする。

4 森林法の特例

法第49条の「構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合」とは、構想適合事業者が、経営管理実施権の設定その他必要な措置を講じられたことで、経営管理を行うために必要な権原の設定を受け、森林法第10条の7に規定する「森林所有者等」に該当することとなったことをいうものとする。

なお、法第49条の特例の活用にあたっては、第17の3の(7)に留意すること。

5 適合事業者による集約化構想の作成の申出

法第50条第2項の「当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととしたとき」は、地域の実情等に応じて、一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現するとの集約化構想の趣旨に適合しない場合が挙げられる。この場合において、市町村は、当該申出に係る森林に関する情報を整理し、保存するものとする。

また、市町村は、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととした場合においても、当該区域のうちに、既に森林所有者に対する意向調査を実施している森林が含まれている場合には、その結果を踏まえたあっせんを行うなど、経営管理の円滑化の観点から、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第21 権利集積配分一括計画の作成

1 権利集積配分一括計画を定める森林について

法第51条第1項の「当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるとき」とは、地域の実情等を考慮したうえで、市町村が、集約化構想の実現のために行う構想適合事業者への権利設定の全部又は一部を、権利集積配分一括計画によって行うことが適当であると認めたときをいう。

2 権利集積配分一括計画の記載内容について

(1) 法第51条第2項第1号に掲げる事項（市町村への経営管理権の集積）に係る記載内容については、第4の2（経営管理権集積計画の記載内容について）に準ずるものとする。

(2) 法第51条第2項第2号に掲げる事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定）に係る記載内容については、第12の2（経営管理実施権配分計画の記載内容について）に準ずるものとする。

- (3) 法第 51 条第 4 項に規定する所有権の移転に係る事項は、同条第 2 項各号に規定する経営管理実施権の設定等に係る事項を定める場合に限って定めることができ、所有権の移転のみを目的とした権利集積配分一括計画の作成はすることができないものとする。

また、構想森林の立木竹又は土地のいずれかのみを対象として所有権の移転を行うことはできないものとする。

- (4) 法第 51 条第 4 項第 3 号の「所有権の移転を行う者」について、当該構想森林の立木竹と土地の所有者が異なる場合には、いずれの所有者についても氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- (5) 法第 51 条第 4 項第 4 号の「利用目的」においては、一体経営管理森林の区域における他の森林と合わせて一体的かつ効率的に経営管理を実施することを目的としていることを明らかにするものとする。
- (6) 規則第 48 条第 3 項第 1 号（法第 51 条第 4 項第 5 号関係）の「森林の立木竹及び土地の利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間」は、所有権の移転の目的となる構想森林が、法第 51 条第 2 項各号により経営管理実施権の設定等を行う構想森林と一体的に経営管理を行うものであることを踏まえ、経営管理実施権等に基づく経営管理の内容及び期間（同項第 1 号ハ及びニ並びに同項第 2 号ニ及びホに規定する事項）と齟齬が生じないように定めるものとする。

3 権利集積配分一括計画の同意取得等について

- (1) 法第 51 条第 5 項第 1 号の「集約化構想の実現に資するものであること」とは、集約化構想が、一体経営管理森林の区域内における一体的かつ効率的な経営管理の実施の実現を図ることを目的としていることに照らし、構想森林について当該権利集積配分一括計画により構想適合事業者を設定する経営管理実施権及び移転される所有権に基づき実施される経営管理の内容及び期間が、当該構想森林に係る一体経営管理森林の区域における一体的かつ効率的な経営管理の実施の観点から整合的であることをいうものとする。
- (2) 法第 51 条第 5 項第 3 号に規定する関係権利者の同意については、第 4 の 3（経営管理権集積計画の同意取得について）に準ずるものとする。

ただし、権利集積配分一括計画の同意取得については、集約化構想において、あらかじめ経営管理を担う者として構想適合事業者が定められていることを踏まえ、法第 46 条に基づく当該構想適合事業者に対する関係権利者に関する情報提供の規定も活用しながら、市町村と構想適合事業者が連携して行うものとする。

第 22 権利集積配分一括計画の公告等

1 権利集積配分一括計画の公告等について

- (1) 市町村は、法第 52 条第 1 項の規定による権利集積配分一括計画の公告に当たっては、同項及び規則第 49 条の規定に基づき権利集積配分一括計画を定めた旨をインターネットの利用又は市町村の公報等への掲載により公告するとともに、当該計画により設定された経営管理権及び経営管理実施権の存続期間中、当該権利集積配分一括計画を公開しておくものとする。

- (2) 法第 52 条第 2 項の規定により「その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したもの」とみなすことによって、権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 1 号に定める事項（市町村への経営管理権の集積に係る事項）に係る部分が公告されることで適用される規定は、次のとおりである。

法第 52 条第 2 項の規定により適用されることとなる規定 (経営管理権関係)	効果
① 法第 7 条第 2 項	権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 1 号に定める事項に係る部分の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。
② 法第 7 条第 3 項	①により市町村に設定された経営管理権は、法第 52 条第 1 項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の規則第 6 条で定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
③ 法第 8 条	市町村は、①により市町村に設定された経営管理権を有する森林の森林所有者が法第 8 条各号のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画のうち法第 51 条第 2 項第 1 号に定める事項に係る部分のうち、当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。
④ 法第 9 条第 1 項	市町村は、③の規定による取消しをしたときは、規則第 7 条で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
⑤ 法第 9 条第 2 項	市町村は、④の規定による取消しをした旨の公告があつたときは、当該取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

- (3) 法第 52 条第 2 項の規定により「その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、（中略）前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したもの」とみなすことによって、権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 2 号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項）に係る部分が公告されることで適用される規定は、次のとおりである。

法第 52 条第 2 項の規定により適用されることとなる規定	効果
--------------------------------	----

(経営管理実施権関係)	
① 法第 37 条第 2 項	権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 2 号に定める事項に係る部分に定めるところにより、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権がそれぞれ設定される。
② 法第 37 条第 3 項	①により構想適合事業者に設定された経営管理実施権は、法第 52 条第 1 項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者（国その他の規則第 35 条において準用する規則第 6 条に規定する者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
③ 法第 37 条第 4 項	森林所有者が①により設定された経営管理受益権に基づき林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者をいう。以下同じ。）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する法第 7 条第 2 項の規定により設定された経営管理受益権に基づき市町村から支払を受けたものとみなす。
④ 法第 38 条	林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。
⑤ 法第 39 条	市町村は、林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）に対し、当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
⑥ 法第 40 条第 1 項	市町村は、法第 51 条第 2 項第 1 号に定める事項に係る部分について、 ・ 法第 9 条第 2 項 ・ 法第 53 条において準用する法第 15 条第 2 項、法第 23 条第 2 項又は法第 32 条第 2 項 の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、権利集積配分一括計画のうち、当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

⑦ 法第 40 条第 2 項	市町村は、林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）が次のいずれかに該当する場合には、権利集積配分一括計画のうち当該林業経営者（構想適合事業者）に係る部分を取り消すことができる。 ア 偽りその他不正な手段により市町村に権利集積配分一括計画を定めさせたことが判明した場合 イ 法第 44 条第 2 項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合 ウ 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合 エ 権利集積配分一括計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合 オ 正当な理由がなくて⑤の報告をしない場合 カ その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合
⑧ 法第 41 条第 1 項	市町村は、⑥及び⑦の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。
⑨ 法第 41 条第 2 項	市町村は、⑥及び⑦の規定による取消しをした公告があったときは、当該取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。
⑩ 法第 64 条第 1 項	国は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 2 条第 2 項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）に委託するように配慮するものとする。
⑪ 法第 64 条第 2 項	森林法第 7 条の 2 第 1 項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）に対し、経営管理に資する技術の普及に努めるものとする。
⑫ 法第 65 条	国及び都道府県は、林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）に対し、経営管理実施権に基づく経営管理を円滑に行うために必要な指導及び助言を行うものとする。
⑬ 法第 66 条	独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

	を行うことができる。
⑭ 法附則第 2 条	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 9 条に規定する資金であつて林業経営者（①により経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者）が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「12 年」とあるのは、「15 年」とする。

2 関係権利者への周知について

市町村は、公告した権利集積配分一括計画について、その写しを林業経営者及び関係権利者（当該権利集積配分一括計画により所有権の移転を行った者を含む。）に送付する等の方法により周知するよう努めるものとする。

3 公告後に新たに関係権利者となった者の取扱いについて

権利集積配分一括計画の公告後に新たに関係権利者となった者の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 1 号に定める事項（市町村への経営管理権の集積に係る事項）に係る部分の取扱いについては、第 7 の 3 に準ずるものとする。
- (2) 権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 2 号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項）に係る部分の取扱いについては、第 14 の 4 に準ずるものとする。

4 権利集積配分一括計画の取消しについて

権利集積配分一括計画のうち、法第 51 条第 2 項第 2 号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項）に係る部分を取り消した場合、当該事項に係る森林については、市町村が経営管理権に基づき、その期間内において、

- ① 法第 33 条第 1 項の規定により、市町村森林経営管理事業を実施すること
 - ② 法第 35 条第 1 項の規定により、経営管理実施権配分計画を定めることにより、改めて民間事業者を選定し、経営管理実施権の設定を行うこと
- のいずれかを実施するものとする。この際、（イ）の場合において、法第 35 条第 2 項第 1 号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者）を定めるときは、法第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者の中から、同条第 3 項の規定により公正な方法により選定するものとする。

第 23 権利集積配分一括計画に関する特例等

1 共有者不明森林について

法第 53 条において準用する法第 10 条に規定する不明森林共有者の探索については、第 8 の 1 に準ずるものとする。

2 共有者不明森林に係る公告等について

- (1) 市町村は、法第 53 条において準用する法第 11 条の規定により共有者不明森林に

係る公告を行う場合において、同条第4号に掲げる事項については、次に掲げる事項を公告するものとする。

- ① 権利集積配分一括計画において、法第51条第2項第2号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項）に係る部分を定め、当該計画により経営管理実施権を設定し、当該経営管理実施権に基づき当該権利の設定を受けた構想適合事業者が経営管理を行うこと。
 - ② 当該構想適合事業者に設定した経営管理実施権について、法第40条の規定又は当該構想適合事業者と市町村との合意に基づきその全部又は一部を取り消した場合には、次のいずれかを実施すること。
 - (ア) 法第33条第1項の規定により、市町村が実施する市町村森林経営管理事業により経営管理を行うこと。
 - (イ) 法第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定め、当該計画により経営管理実施権を設定し、当該経営管理実施権に基づき林業経営者が経営管理を行うこと。
- (2) (1)のほか、法第53条において準用する法第11条の規定により共有者不明森林に係る公告を行う場合については、第8の2に準ずるものとする。
- 3 権利集積配分一括計画の公告後の取扱い（取消し等について）について
法第52条第1項の規定に基づく権利集積配分一括計画を定めた旨の公告後の権利集積配分一括計画の取扱い（取消し等）については、第8の3及び4に準ずるものとする。
- 4 確知所有者不同意森林に係る権利集積配分一括計画について
法第53条において準用する法第2章第2節第2款（第16条から第23条まで）の規定の適用については、第9に準ずるものとする。
- 5 所有者不明森林について
法第53条において準用する法第24条に規定する不明森林所有者の探索については、第10の1に準ずるものとする。
- 6 所有者不明森林で定めようとする権利集積配分一括計画の内容について
法第53条において準用する法第24条に規定する所有者不明森林に係る権利集積配分一括計画の内容については、第10の2に準ずるものとする。
- 7 所有者不明森林に係る公告等について
- (1) 市町村は、法第53条において準用する法第25条の規定により所有者不明森林に係る公告を行う場合において、同条第6号に掲げる事項については、次に掲げる事項を公告するものとする。
 - ① 権利集積配分一括計画において、法第51条第2項第2号に定める事項（構想適合事業者への経営管理実施権の設定に係る事項）に係る部分を定め、当該計画により経営管理実施権を設定し、当該経営管理実施権に基づき当該権利の設定を受けた構想適合事業者が経営管理を行うこと。
 - ② 当該構想適合事業者に設定した経営管理実施権について、法第40条の規定又は当該構想適合事業者と市町村との合意に基づきその全部又は一部を取り消した場

合には、次のいずれかを実施すること。

(ア) 法第 33 条第 1 項の規定により、市町村が実施する市町村森林経営管理事業により経営管理を行うこと。

(イ) 法第 35 条第 1 項の規定により、経営管理実施権配分計画を定め、当該計画により経営管理実施権を設定し、当該経営管理実施権に基づき林業経営者が経営管理を行うこと。

(2) (1)のほか、法第 53 条において準用する法第 25 条の規定により所有者不明森林に係る公告を行う場合については、第 10 の 3 に準ずるものとする。

8 所有者不明森林に係る裁定及び公告後の取扱い等について

法第 53 条において準用する法第 26 条から第 32 条までに規定する所有者不明森林に係る裁定及び公告後の取扱い等については、第 10 の 4 から 7 までに準ずるものとする。

9 嘱託登記の特例

不動産登記法上、権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがあるときを除き、登記権利者及び登記義務者が共同してすることとされており（同法第 60 条）、権利集積配分一括計画に基づき構想森林の立木竹及び土地の所有権の移転が行われた場合には、登記権利者である構想適合事業者と登記義務者である森林所有者が共同して当該移転の登記を申請するのが原則である。

もともと、権利集積配分一括計画による土地の所有権の移転は、権利関係を早期に安定させ経営管理の集約化を図るという政策目的を実現するものであることから、法第 54 条の規定に基づいて制定された「森林経営管理法による不動産登記に関する政令（令和 7 年政令第 415 号）」において特例が定められた。これは、構想適合事業者から市町村に請求があった場合には、市町村に対して、当該移転の登記手続を単独で行う嘱託権限を付与するとともに、これを義務付けるものである。なお、同令に基づく登記の嘱託に係る標準的な取扱いについては別紙 2 を、関係書類の様式については「森林経営管理制度に係る事務の手引について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 714 号林野庁計画課長通知。以下「事務の手引」という。）別記様式第 93 号から第 99 号までを参考とするものとする。

10 森林法の特例

市町村は、法第 51 条第 4 項の規定による所有権の移転に関する情報等について整理し、森林法第 191 条の 4 第 2 項に基づき林地台帳の記載を修正するものとする。

なお、法第 55 条の規定により、法第 52 条第 1 項による公告があったときは、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項本文の規定による届出があったものとみなされるため、同条第 2 項の規定も適用されることとなる。

11 勧告

(1) 法第 56 条の「権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるとき」は、権利集積配分一括計画に定める経営管理の実施期間において

- ① 当該権利集積配分一括計画に定める当該森林の立木竹及び土地に係る利用目的と異なる目的で利用していると認めるときや、
 - ② 当該権利集積配分一括計画に定める「利用目的に従って行おうとする経営管理の内容」（規則第 48 条第 3 項第 1 号）も踏まえ、利用目的に従った適切な経営管理を行っていないと認めるとき
- をいうものとする。
- (2) 当該構想適合事業者が法第 56 条に基づく勧告に従わないことにより、経営管理が適切に行われていない状態が継続していると認められるときは、市町村は、必要に応じて、その者に対し、当該森林について市町村による経営管理権集積計画の作成により、経営管理権を市町村に集積するように促すものとする。
 - (3) 当該構想適合事業者が法第 56 条に基づく勧告に従わないことにより、経営管理が適切に行われていない状態が継続していると認められるときは、都道府県は、当該事業者に係る法第 36 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に基づく公表を取りやめることができるものとする。

第 24 経営管理支援法人

1 趣旨

法に基づく市町村の事務は、経営管理権の集積に向けた森林所有者の探索や森林調査、経営管理の円滑な実施に必要な路網整備や森林施業の検討、森林所有者や民間事業者との調整など、多岐にわたる。

これらの事務の中には、

- ① 森林所有者の探索など、法務面の知見を有していることが望ましい事務や、
- ② 森林調査や必要な森林施業の検討など、森林・林業に係る専門技術的な知見を要する事務

も存在しており、これらについては、政策的判断を伴わないものの、膨大な事務量となるものもある。

この際、これらの事務を実施又は支援できる主体として、森林・林業に係る専門技術的な知見を有する法人（森林・林業に係る事業を行う公益団体・企業等）や、法務面の知見を有する法人等が存在しており、現に、市町村とこれらの法人とが連携することで、市町村において不足している専門技術的な知見が補完され、市町村が実施すべき必要な政策的判断に集中することで、効率的かつ効果的な制度執行の実施が図られている事例も存在する。

このような法人と市町村との連携が一層強化されるとともに、こうした取組を行う法人にも広がりが見られることで、市町村が効率的かつ効果的な制度執行を行えるよう措置することが経営管理支援法人の指定に係る制度の趣旨である。

2 経営管理支援法人の指定

- (1) 法第 57 条第 1 項の規定により、市町村から経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を受けることができるのは、次に掲げる要件の両方を満たす法人である。

① 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する法人であること。

（ア）特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）であること。

（イ）経営管理の実施を支援する活動を行う法人であること。

② 法第 58 条各号に掲げる支援法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。

(2) 法第 57 条第 1 項の「経営管理の実施を支援する活動を行う法人」は、森林所有者や民間事業者、市町村が経営管理を行う場合に必要な支援を行う法人が幅広く該当し、例えば、民間事業者や市町村が森林所有者の探索を行う場合に法務面の支援を行う法人や、森林所有者や市町村が経営管理を行う場合に必要な森林調査や森林施業に係る計画の検討、ICT 技術や測量技術なども活用した森林の境界明確化の支援などを行う法人が該当する。

(3) 法第 57 条第 1 項の「次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる」（(1)②の要件）は、法第 58 条各号に掲げる支援法人の業務のうち、市町村が支援法人を指定する目的に照らして必要となる業務について、適正かつ確実に行うことができると認められれば足り、必ずしも同条各号に掲げる全ての業務について適正かつ確実に行うことができることを担保する必要はないものとする。

(4) 法第 57 条第 1 項の規定により支援法人を指定しようとする市町村においては、指定を受けようとする法人（申請をしようとする法人）のために、当該市町村における指定の方針や指定の有効期間、想定している支援法人の業務、支援法人の指定に係る基準等を、事務取扱要綱等の形であらかじめ定めておく必要がある。

加えて、これらを定めた場合には、インターネットの利用又は申請の提出先となる事務所における備付けなど、適当な方法により公表することが望ましい。

(5) 法第 57 条第 2 項及び第 4 項に規定する公示の方法は、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載など、幅広く地域住民等に周知を図ることができる方法とする。

3 支援法人の業務

(1) 支援法人は、法第 58 条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

(2) 法第 58 条第 1 号の「森林所有者、民間事業者その他経営管理を行おうとする者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと」について、

① 「民間事業者その他経営管理を行おうとする者」は、現に経営管理を行っている民間事業者のほか、今後、森林について経営管理を行うために必要な権原を取得し、経営管理を行うことを希望している者を含むものとし、

② 「経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援」は、例えば、

（ア）市町村から、個人情報保護法上必要な措置等を講じた上で意向調査の結果の提供を受けて、民間事業者等へのあつせんを行うことや、

(イ) 森林所有者の所有森林についての相談に対して森林経営管理制度の活用や民間事業者へのマッチングに係る対応を行うこと等の支援が挙げられる。

- (3) 法第 58 条第 4 号の「現に経営管理が行われていない森林」とは、森林法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法が行われていない森林や、危険木が発生している森林など、適切な施業が実施されていない森林をいう。
- (4) 法第 58 条第 5 号の「前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務」は、法において市町村が実施すべき政策的判断を伴う事業又は事務に該当しないものであって、市町村がその区域内の森林について経営管理が円滑に行われるようにするために必要と認める事業又は事務をいうものとする。具体的には、(3) に該当しない森林の森林所有者の探索や、森林調査、森林の境界の明確化などが挙げられる。

4 監督等

- (1) 法第 59 条第 1 項に規定する報告は、必要に応じて、支援法人が、市町村に対し、事業計画書や事業報告書、個人情報の管理状況がわかる資料等を提出することにより行うものとする。
- (2) 法第 59 条第 4 項に規定する公示の方法は、インターネットの利用又は市町村の公報等への掲載など、幅広く地域住民等に周知を図ることができる方法とする。

5 情報提供等

- (1) 法第 60 条第 2 項の「業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報（中略）の提供の求めがあったとき」とは、例えば、支援法人が民間事業者その他の経営管理を行おうとする者から委託を受けて森林所有者や立木の所有者の探索を行うため、必要な森林所有者情報の提供を市町村に求めるときをいうものとする。
- (2) 法第 60 条第 2 項の「森林所有者」は、法第 58 条第 4 号に規定する森林所有者（現に経営管理が行われていない森林の森林所有者）をいう。この「現に経営管理が行われていない森林」は、3 の(3)に規定する森林をいう。
- (3) 法第 60 条第 2 項の「所有者関連情報」は、森林所有者の氏名・名称、住所及び連絡先が基本であり、世帯構成や親族の連絡先に係る情報は、所有者関連情報には当たらないものとする。
- (4) 法第 60 条第 2 項の規定により支援法人に提供される所有者関連情報は、民間事業者その他の経営管理を行おうとする者からの委託に基づく所有者の探索のために提供されるものであり、当該委託業務の目的以外の目的のために利用されることがないよう、また、委託業務の終了時には適切に廃棄等するよう、市町村は、指定書や事務取扱要綱等においてその取扱いを明記するものとする。
- (5) 法第 60 条第 4 項の「前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる」は、所在不明の者については本人の同意を得ずとも情報を提供できるというものではなく、市町村は、請求を受けた時点で保有している情報に基づき本人の同意を取得するための連絡を取れば足り、森林所有者の探索を改めて行う必要が

無いことを意味するものである。

6 支援法人による経営管理集積計画等の作成の申出

法第 61 条の規定により支援法人から申出があった場合、市町村は、任意でこれに応答するものとする。

第 25 災害等防止措置命令

1 災害等防止措置命令の発出の基準等について

- (1) 法第 62 条第 1 項の「伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林（中略）における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合」については、対象となる森林の現況、当該森林及びその周辺の地域における過去の土砂の流出若しくは崩壊その他の災害又は環境を悪化させる事態の発生状況、当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域における過去の水害の発生状況、当該森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域における過去の渇水の発生状況、地形、土壌、気象等の自然的条件について十分に現地調査を行うとともに、必要に応じ専門家の意見を聴いた上で判断するものとする。
- (2) 法第 62 条第 1 項の「その必要の限度において」とは、伐採又は保育等の実施により災害等の発生を防止するという目的の達成に必要な面積にとどめるべきであるという趣旨である。
- (3) 法第 62 条第 1 項の「期限」は、災害等防止措置命令の対象となる森林において、速やかに伐採又は保育等が実施されるべきであるため、おおむね 1 年の範囲内で定めるものとする。
- (4) 法第 62 条第 1 項の「災害等防止措置」は、同項各号に掲げる事態ごとに、当該事態を防止するために必要な伐採又は保育等の森林の施業を行うものである。

2 災害等防止措置の代執行について

- (1) 法第 63 条第 1 項の「相当の期限」は、6 月は確保することが望ましい。
- (2) 法第 63 条第 1 項第 1 号の「災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき」は、災害等防止措置を講ずべきとして命令書を交付された森林所有者が当該命令書に定められた期限内に災害等防止措置を行わない又は当該命令書に記された災害等防止措置に比べ十分な措置を実施していない場合が挙げられる。
- (3) 法第 63 条第 1 項第 3 号の「緊急に災害等防止措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき」は、既に枯損木が多数発生しており、台風期に風倒により隣接する森林や施設に被害を与えることが予見される場合等、災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがない場合が挙げられる。

第 26 林業経営者に対する支援措置

1 国有林野事業における配慮等

(1) 法第 64 条第 1 項の「国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮する」とは、林業経営者が林業経営の更なる効率化を図る機会が得られるよう対応することをいう。

(2) 法第 64 条第 2 項の「森林法第 7 条の 2 第 1 項に規定する国有林を所管する国の機関」とは、森林管理局及び森林管理署等（以下「森林管理局等」という。）である。森林管理局等が民有林関係者に対する技術普及のための現地検討会等を開催するに当たっては、関係地方公共団体を通じて林業経営者に対して参加を呼びかける等の対応に努めるものとする。

2 指導及び助言

国及び都道府県は、林業経営者が林業経営の効率化の実効性を高めることができるよう、法第 65 条の規定により補助、金融、税制等の内容、各種林業・木材産業施策に関する情報等を林業経営者に提供するものとする。

第 27 市町村に対する援助等

市町村が経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成、市町村森林経営管理事業、集約化構想の作成、権利集積配分一括計画の作成等を行うに当たっては、経営管理実施権を設定する民間事業者の選定、森林施業の実施等について専門的な知見が必要となることが想定されることから、国及び都道府県は、法第 69 条の規定により、市町村に対し、必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

第 28 国への報告

法第 69 条の規定により国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとされていることから、市町村に対し、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき当該助言等に必要な資料の提供を求めることとし、市町村は、国及び都道府県からの求めに応じ、法に基づく取組状況等について報告するものとする。

第 29 制度の周知

法の趣旨に鑑み、都道府県知事及び市町村の長は、制度の内容について、森林所有者である者はもとより広く住民に周知徹底を図るよう配慮するものとする。

附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1（第 13 の 4 の(1)、第 18 関係）

法第36条第 2 項及び法第44条第 2 項に規定する要件に適合するか否かを判断する項目とその基準の考え方

法第36条第 2 項及び法第44条第 2 項に規定する要件に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

法第36条第 1 項及び法第44条第 1 項の規定による公募に応募できる民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者」とする。

1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

民間事業者が、以下の(1)から(9)までの項目（(1)の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

【例外・留意事項】

- ① 規則第32条第 1 項及び第42条第 1 項の規定による市町村の推薦があったときは、当該推薦を受けた民間事業者については、当該推薦をもって(1)の項目の基準を満たしているものとみなすことができるものとする。
- ② 各地域における民間事業者の育成方針等を踏まえ、必要に応じ、項目の追加や統合、各項目の基準の変更等を行うことや、法第36条第 2 項の規定に係る公表基準と法第44条第 2 項の規定に係る公表基準とで異なる基準を定めることとして、差し支えないものとする。
- ③ 造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者へ請け負わせる施業も含めて判断するものとする。他者へ請け負わせる施業も含めて判断する場合にあっては、請負先が(2)から(7)までの該当する項目の基準を満たしているかによって判断するものとする。

項目	基準	説明
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等を設けることのないよう留意されたい。 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 「一定の水準」については、生産量に関し5,000m³/年、生産性に関し間伐8m³/人日、主伐11m³/人日を目安とする。 生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。
(1)②経営管理の対象となる森林の確保	経営管理の対象となる森林（所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積を、一定の割合以上で増加させる目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、 ・ 当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・ 当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・ 5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 のいずれかとする。 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 「一定の水準」については、30haを目安とする。
(2)生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに該当すること。 ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。	

	と。 ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。	
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。	
(4)主伐後の再造林の確保	以下のいずれにも該当すること。 ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 イ 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば足りるものとする。	「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。 ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。 「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず再造林を行っていること）とする。
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	以下のいずれかに該当すること。 ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。 イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。 ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。 ただし、「事業実績」及び「現場従事実績等」が「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、本基準を満たしているものとみなすことができるものとする。	「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」については、連続していることを要しない。

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。 また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	以下のいずれにも該当していること。 ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。 イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。 ウ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 エ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 - 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 - 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 - 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 オ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。	「第4条に基づく（中略）取組又はこれに準ずる取組」については、例えば、以下の取組が該当する。 - 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 - リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 「現場作業職員等」には事業主自身を含むものとする。 「安全衛生教育を行っていること」については、外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含むものとする。 「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。
(8) コンプライアンスの	以下のいずれにも該当していること。 ア 以下のいずれにも該当しないこと。	「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とする。

確保	・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 イ 以下のいずれにも該当すること（令和8年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが確実と見込まれる場合を含む。）。 ・ 民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。 ・ 個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること。	「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。 「その他(中略)相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。
(9)常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。	

2. 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

民間事業者が、次の項目の基準のいずれも満たしている場合には、本要件に適合すると判断するものとする。

- (1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

(説明)

「経理状況が良好であること」については、以下のとおりとする。

- 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。
- 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。
- これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

別紙 2（第 23 の 9 関係）

森林経営管理法による不動産登記の特例についての取扱要領

第 1 嘱託登記の範囲

- 1 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 52 条第 3 項の規定により所有権の移転が行われた場合における当該移転の登記については、当該所有権を取得した構想適合事業者の請求があるときは、市町村は、当該登記を嘱託しなければならない（森林経営管理法による不動産登記に関する政令（令和 7 年政令第 415 号。以下「森林登記令」という。）第 2 条）。
- 2 市町村が、1 の所有権の移転の登記を嘱託する場合において、必要があるときは、その前提として次に掲げる登記を当該各号に定める者に代わって嘱託することができる（森林登記令第 5 条、代位による登記）。
 - （1）土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記 表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人
 - （2）所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人又はその相続人その他の一般承継人
 - （3）所有権の保存の登記 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
 - （4）相続その他の一般承継による所有権の移転の登記 相続人その他の一般承継人
- 3 次に掲げる登記は、森林登記令に基づき市町村が嘱託することはできないため、権利集積配分一括計画を作成するに当たり、事前に、当該登記を不動産登記法に基づき関係者が申請するよう指導するものとする。
 - （1）表題登記がない土地の表題登記
 - （2）一筆の土地の一部につき所有権を移転しようとする場合における分筆の登記又は甲地を乙地に合併する場合における合筆の登記
 - （3）土地の所有権を移転した者が所有権の登記名義人、登記記録の表題部に所有者として記録された者又はそれらの者の相続人以外の者である場合における当該土地の所有権を移転した者のための当該所有権の移転又は当該所有権の保存の登記
 - （4）売買等により所有権の移転の登記がなされた後に当該売買等が解除されたが、当該所有権の移転の登記の抹消が未了の土地につき、法第 52 条第 3 項の規定により所有権を移転しようとする場合における当該所有権の移転の登記の抹消等

第 2 所有権を取得した者のための所有権の移転の登記の嘱託

- 1 法第 52 条第 3 項の規定により所有権の移転が行われた場合において、所有権を取得した構想適合事業者から市町村に対して嘱託による当該移転の登記の請求（事務の手引別記様式第 93 号）があったときは、市町村は、速やかに、その者のために当該登記を嘱託しなければならない（森林登記令第 2 条）。
- 2 所有権の移転の登記の嘱託について、添付情報は以下のとおりである（事務の手引別記様式第 94 号。森林登記令第 3 条及び不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）

別表の 30 の項)。

ア 権利集積配分一括計画の全部の写し

イ 法第 52 条第 1 項の規定による公告があったことを証する情報

ウ 登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報（印鑑登録証明書添付、事務の手引別記様式第 95 号。森林登記令第 3 条）

エ 所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあつては住民票の写し、法人にあつては会社法人等番号等）

また、当該嘱託書には、登録免許税の額に相当する金額の収入印紙等を貼付しなければならない。

なお、登記嘱託情報の作成に当たっては、登記原因は「森林経営管理法に基づく権利集積配分一括計画による売買」等と記載し、登記原因の日付は、権利集積配分一括計画に定める所有権の移転の時期を記載する。

3 登記の一括嘱託

同一の権利集積配分一括計画に基づき数個の不動産について所有権の移転の登記を嘱託する場合には、登記権利者が同一人である場合に限り、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも同一の嘱託書であることが可能である（不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成 17 年法務省令第 22 号）第 27 条）。

4 登記識別情報の通知

市町村は、所有権の移転の登記に係る登記識別情報の通知を受けたときは、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければならない（森林登記令第 4 条第 2 項）。

第 3 代位による登記の嘱託

1 森林登記令第 5 条の規定による代位による登記は、権利集積配分一括計画の定めるところに従い所有権の移転の効果が生じ（一般的には、権利集積配分一括計画に定める対価の支払期限までに対価が支払われ、当該権利集積配分一括計画に定める所有権の移転の時期が到来したときである。）、所有権を取得した構想適合事業者から市町村に対して嘱託による所有権の移転の登記の請求がされた日から行うことができるが、当該登記は、当該所有権の移転について第三者に対する対抗力を与え、権利集積配分一括計画に係る所有権の移転の手続を完結させるものであることから、市町村は、当該請求があった場合には、速やかに、登記の嘱託を行う必要がある。

2 代位による登記の嘱託は、次により行う。

(1) 土地の表示に関する登記事項の変更又は更正の登記

事務の手引別記様式第 96 号。添付情報は、以下のとおりとする（不動産登記令第 7 条及び別表の 5 又は 6 の項）。

ア 代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第 1 項の規定による公告があったことを証する情報

イ 地積測量図（「地積変更（更正）」の場合に限る。）

ウ 相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって嘱託する場合に限る。）

ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、個人にあっては戸籍（又は除籍）の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は法定相続証明情報、その他必要に応じ、遺産分割協議書（印鑑証明書添付）等、法人にあっては会社法人等番号や法人合併の記載がある商業・法人登記の閉鎖事項証明書等である。

（２）所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記

事務の手引別記様式第 97 号。添付情報は、以下のとおりである（不動産登記令第 7 条及び別表の 23 の項）。

ア 代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第 1 項の規定による公告があったことを証する情報

イ 変更（更正）を証する情報

ウ 相続その他の一般承継があったことを証する情報（相続人その他の一般承継人に代わって申請する場合に限る。）

イの変更（更正）を証する情報とは、個人にあっては住所変更の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書、法人にあっては商業・法人登記の全部事項証明書又は一部事項証明書、錯誤にあってはこれを証する情報（例えば個人の場合は、通常は住民票の写し、不在籍証明書、不在住証明書等）である。

ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、第 3 の 2（１）ウと同様である。

（３）所有権の保存の登記

事務の手引別記様式第 98 号。添付情報は、以下のとおりとする（不動産登記令第 7 条及び別表の 28 の項）。

ア 代位原因を証する情報としての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法第 52 条第 1 項の規定による公告があったことを証する情報

イ 所有権を取得した者の住所を証する情報（個人にあっては住民票の写し、法人にあっては会社法人等番号等）

ウ 相続その他の一般承継があったことを証する情報

ウの相続その他の一般承継があったことを証する情報とは、第 3 の 2（１）ウと同様である。

（４）相続その他一般承継による所有権の移転の登記

事務の手引別記様式第 99 号。添付情報は、（３）と同様である（不動産登記令第 7 条及び別表の 30 の項）。

- 3 2 の登記の嘱託書の添付情報のうち代位原因を示すものとしての権利集積配分一括計画の全部又は一部の写し及び法 52 条第 1 項の規定による公告があったことを証する情報については、森林登記令第 2 条に基づき所有権を取得した構想適合事業者のために所有権の移転の登記を嘱託する場合の添付情報と同様であるので、「後件添付」として添付を省略しても差し支えない（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 37 条）。

4 代位による登記の一括嘱託

同一の権利集積配分一括計画に基づき数個の不動産について書面により代位によ

る登記の嘱託を行う場合の取扱いは、以下のとおりである。

- (1) 不動産登記令第4条の例外として、①土地の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記、②所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記については、登記原因又は登記の目的が同一でないときでも①及び②の登記ごとに同一の嘱託書であることが可能である（不動産登記令第四条の特例等を定める省令第28条）。
- (2) 所有権の保存の登記については、登記原因は存在せず、登記の目的は全て「所有権の保存」で同一であることから、登記を受ける者が同一人である限り、同一の嘱託書であることが可能である（不動産登記令第4条）。
ただし、代位による登記と所有権の移転の登記を同一の嘱託書で行うことはできないため留意が必要である。
- (3) 代位による登記の嘱託は、登記嘱託書を提出する方法によることのほか、オンラインで登記嘱託情報を提供する方法によることも可能である。

5 登記識別情報の通知

2の(3)及び(4)について、登記識別情報の通知を受けた市町村は、遅滞なく、これを登記権利者に通知しなければならない（森林登記令第6条）。

第4 代位による登記の嘱託と所有権の移転の登記の嘱託との関係

- 1 代位による登記の嘱託と所有権の移転の登記の嘱託との関係で、土地の表題登記はあるが、所有権についての登記がない場合で留意すべき点は、次のとおりである。
ア 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者又はその相続人その他の一般承継人である場合には、当該者に代わって所有権の保存の代位による登記を嘱託し、次に所有権を取得した者のために所有権の移転の登記の嘱託を行う。
イ 所有権を移転した者が表題部に所有者として記録された者以外の者（アの相続人の場合を除く。）である場合には、第1の3(3)のとおり、嘱託による代位による登記はできないので、その者が自己のために所有権の取得の登記を行う必要があり、当該登記の完了後に初めて、市町村は、所有権を取得した者のために所有権の移転の登記を嘱託することができる。
- 2 代位による登記の嘱託及びそれに続く所有権の移転の登記の嘱託は、できる限り一括して行うことが適当である。この場合の添付書類については、第3の3によることが適当である。

第5 その他

- 1 森林登記令では、登記の嘱託は市町村が行うこととなつていところ、市町村は、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会に嘱託することが可能である（司法書士法（昭和25年法律第197号）第68条及び第69条、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第63条及び第64条）。
- 2 市町村が森林登記令に基づいて行う嘱託登記に要する経費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条第1項の規定により、条例に定めるところに従い登記の嘱託を請求した者から手数料として徴収することができる。

また、測量及びこれに基づく測量図の作成等を依頼された場合には、前記手数料とは別にそれらに要した実費を徴収することができる。

- 3 市町村が森林登記令に基づき登記を嘱託する場合において、代位による登記に係る登録免許税は、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 5 条第 1 号により非課税とされているが、所有権の移転の登記については、当該登記を受ける者が登録免許税を納付しなければならないこととされている（20/1000（登録免許税法第 9 条及び別表第 1 の 1 の（2）のハ）、15/1000（当該所有権の移転が売買による場合。租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 72 条第 1 項第 1 号））。この場合において、当該登記を受ける者は、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国（収納機関たる日本銀行、国税の収納を行うその代理店及び郵便局）に納付して当該納付に係る領収証書を市町村に提出するか、登録免許税の額に相当する金額の印紙を市町村に提出することとされている（登録免許税法第 23 条）。
- 4 市町村は、権利集積配分一括計画を定める場合において、当該権利集積配分一括計画に係る事項が登記記録上の表示と異なるときは、後日の嘱託登記等との関係もあり、事前に必要な書類（土地測量図、相続を証する書面等）を提出させることが適当である。